

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
令和6年度 神戸市交通局 例規集例規データ更新等 業務	R6. 4. 1	株式会社ぎょう せい関西支社	2, 543, 000 （予定額）	神戸市（企業会計含む。）例規データベースシステムの構築及び データ更新等は、行財政局法務支援課が特命随意契約で契約してい る左記業者が業務を行っており、本件業務は、そのシステム内で補 えない部分について、神戸市交通局例規データベースシステムを構 築しデータ更新等を行っている。そのため、神戸市例規データベー スシステムの更新等と連携させ、相互のシステムにデータ掲載を 行っている。 神戸市例規データベースシステムについては、左記業者がシステム 構築し、データ更新等を行っているため、神戸市交通局例規デー タベースシステムのデータ等更新業務については、神戸市例規デー タベースシステムを構築する左記業者以外が行うことはできない。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0103）
交通局財務会計システム 保守業務	R6. 4. 1	(株)日立システ ムズ	3, 161, 400	左記業者は、現在導入されている財務会計システムの製作会社であ り、修正作業は他業者にはできないため。また、現在のシステム運 用と局独自システムの開発を行っており、技術的にも当業務に精通 しており信頼できるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0106）
交通局財務会計システム バージョンアップ業務	R6. 4. 1	(株)日立システ ムズ	17, 322, 800	左記業者は、現在導入されている財務会計システムの製作会社であ り、修正作業は他業者にはできないため。また、現在のシステム運 用と局独自システムの開発を行っており、技術的にも当業務に精通 しており信頼できるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0106）
神戸市営交事業の経営に 関する助言等業務	R6. 5. 30	システム科学研 究所	8, 694, 400	統計分析業務は過去の業務と一体性の関係性を有し、引き続き実施 することが望ましいものであり、委託先候補でなければ業務の完遂 が不完全または経費の相当の増嵩が見込まれるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0106）
神戸市営地下鉄ブラン ディング強化に向けたタ ブロイド企画・制作業務	R6. 6. 24	株式会社 サン・アド	17, 593, 545	左記業者は、現在、神戸市営地下鉄のブランディング構築支援を受 託している事業者である。タブロイドの企画・制作もブランディ ング強化を目的としたものであり、ブランディング広報の一貫性の観 点からブランディング構築支援の受託者へ委託することが最適であ ると判断したため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 に該当）	経営企画課 （TEL：984-0106）
駅務機器の故障率予測業 務	R6. 4. 1	西日本旅客鉄道 （株）	2, 364, 252	本業務は、交通局の保有する稼働データを基に故障率を算出する。 交通局の保有する稼働データで故障率が算出できるのは、令和4年 度に交通局用に故障率予測システムの改修を行った受託候補者のみ である。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
駅間ネットワーク保守業務	R6. 4. 1	協和テクノロジー株式会社 兵庫営業所	7, 489, 900	受託者は駅間ネットワーク整備業務や、その後の一部更新業務の構築業者であり、ネットワーク装置及び各種端末の整備を行ってきた業者である。そのため、定期点検の実施や障害時に原因の切り分けを行い、復旧対応が可能なのは左記業者のみである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
バスポイント計算サーバシステム運用保守業務	R6. 4. 1	アイテック阪急阪神株式会社	14, 520, 000	本業務は、当該システムの運用等を実施するものであり、ホスティング並びにソフトの開発元である左記業者以外に実施できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
バスポイント管理サーバシステム運用保守業務	R6. 4. 1	株式会社小田原機器 関西営業所	17, 160, 000	本業務は、当該システムの運用等を実施するものであり、システムの開発元である左記業者以外に実施できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
バス後方処理システム保守業務	R6. 4. 1	株式会社小田原機器 関西営業所	8, 668, 000	本システムは左記業者が独自にソフトウェアとハードウェアを一体で開発したシステムであり、本システムの保守は開発元の同社以外にはできないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
定期券発行サーバシステム保守運用業務	R6. 4. 1	アイテック阪急阪神株式会社	3, 421, 000	本システムの保守および運用は、本システムのホスティングならびに開発元である左記業者以外に履行できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
自動定期券発行機クレジット決済システム保守運用業務	R6. 4. 1	アイテック阪急阪神株式会社	10, 273, 560	本システムの保守および運用業務には、安定稼働並びに障害発生時の迅速な復旧を可能にするための高度な専門的技術が必要となるが、この技術を有しているのは本システムを構築した左記業者以外にはないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
ICOCA統括管理装置運用保守業務	R6. 4. 1	株式会社JR西日本テクシア	10, 913, 760	本システムは左記業者によるホスティングサービスによりシステムを導入しており、本システムの保守及び運用は同社以外に履行できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
共用社局サーバシステム 保守運用業務	R6. 4. 1	アイテック阪急 阪神(株)	47, 566, 200	本システムは左記業者のホスティングサービスによりシステムを導入しているため、本システムの保守及び運用は同社以外に履行できないため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
定期券WEB予約サービス用 中継サーバ保守運用業務	R6. 4. 1	オムロンソーシ アルソリューションズ(株) 大 阪事業所	2, 741, 200	本システムの保守及び運用業務には安定稼働並びに障害発生時の迅速な復旧を可能にするための高度な専門的知識及び本システムの構成に対する知識が必要となるが、この技術を有しているのは本システムを構築した左記業者以外にはないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
自動出札関係装置保守業 務	R6. 4. 1	日本信号(株) 大 阪支社	42, 152, 000	受託人は保守対象である各機器の設計・製作を行った業者であり、各機器の交換部品の調達、ソフト不具合時の対応を行えるのはこの受託人のみである。また、保守を行うにあたって必要となる機器の調整基準についても、メーカー独自のものであることから本業務を履行できるのは受託人のみであるため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
自動改札装置保守業務	R6. 4. 1	東芝自動機器シ ステムサービス (株)	16, 802, 484	保守対象機器である自動改札機は東芝インフラシステムズ(株)製であり、機器の保守については当該機器の保守マニュアルが開示されている東芝インフラシステムズ(株)の系列保守会社である受託者しか履行出来ないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
窓口処理機等保守業務	R6. 4. 1	東芝自動機器シ ステムサービス (株)	6, 468, 660	保守対象機器の保守マニュアルが開示されている東芝インフラシステムズ(株)の系列保守会社でなければ、当該機器の保守業務を履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
収入統計管理システム保 守運用業務	R6. 4. 1	(株)日立システ ムズ 関西支社	11, 864, 160	本システムは、左記業者が独自に開発したシステムである。本システムの保守及び運用にあたっては、本システムを熟知している必要があることから、当該業務を行えるのは左記業者以外にはない。そのため随意契約とし、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
交通局ICネットワークシステム保守業務	R6. 4. 1	日本電気(株) 神戸支社	9,468,360	本システムの保守業務には、安定稼働並びに障害発生時の迅速な復旧を可能にするための高度な専門的知識が必要となるが、この技術を有しているのは本システムを構築した左記業者以外にはないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
クレジットタッチ決済センター用ネットワーク保守運用業務	R6. 4. 1	アイテック阪急阪神(株)	2,101,440	本ネットワークは左記業者のデータセンタを経由する形で構築されており、本業務はデータセンタの管理者である左記業者以外には実施できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
市バス運賃改定に係る係員定期券発行機および自動定期券発行機改修業務	R6. 4. 9	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	24,343,000	本業務対象機器は、左記業者が独自に開発・設計した機器である。本業務はこの機器にかかるソフトウェアの更新を実施するものであるため、開発元である同社以外には実施できない。そのため、随意契約とし委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
クレジットタッチ決済用交通クラウドサービス運用保守業務	R6. 4. 1	QUADRAC(株)	3,099,683	クレジットカードを利用した交通事業者向け決済サービスの提供（カードセキュリティ国際基準に準拠）は左記業者が国内唯一であり、R5年度に交通局向けに構築したシステムにおいても同社が独自に開発・設計したものである。よって同社以外には実施できないため委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
クレジットタッチ決済用運賃判定システム運用保守業務	R6. 4. 1	オムロンソーシアルソリューションズ(株) 大阪事業所	4,098,600	山手線・海岸線間の乗換や神戸電鉄との乗換をクレジットタッチ決済で実現するには、当該システムによる運賃判定が必須となる。本システムは左記業者が開発・設計したものであり、同社以外には運用・保守を行うことができないため委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
地下鉄ポイント還元サービス等の導入に伴うICネットワーク改修業務	R6. 4. 24	日本電気(株) 神戸支社	3,578,960	本システムは左記業者が独自に開発・設計したものであり、その設定変更は開発元である同社以外には実施できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
神姫バスとの乗継割引導入対応に伴うPiTaPaセンタ対応業務	R6. 7. 11	(株)スルッとKANSAI	2,640,000	本件は、神姫バスとのバス-バス乗継割引の実施に伴い交通局とPiTaPaセンタ間で試験を行うものである。PiTaPaセンタは受託者が独自に設置したものであり、本件は、同社以外には実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
他社運賃改定等に伴う自動出札機等改修業務	R6. 6. 19	日本信号㈱ 大阪支社	27,720,000	本業務対象機器は、左記業者が独自に開発・設計した機器である。本業務はこの機器にかかるソフトウェアの更新を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、随意契約とし委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
係員定期券発行機等改修業務	R6. 6. 19	東芝インフラシステムズ㈱ 関西支社	43,197,000	本業務対象機器は、左記業者が独自に開発・設計した機器である。本業務はこの機器にかかるソフトウェアの更新を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、随意契約とし委託先として同社を選定する。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
データ集計機更新業務	R6. 6. 20	日本信号㈱ 大阪支社	166,540,000	本システムは、複数の駅務機器とデータの送受信を行っており、システム更新後も関係機器とのI/Fの整合性を確保しなければならない。I/Fは既設機器メーカーの左記業者が独自に設計したものであり、他の事業者ではI/Fの整合性を確保することは困難である。したがって、委託先として同社を選定する。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
地下鉄各駅におけるQR乗車券導入に伴う改札機改修業務	R6. 7. 18	東芝インフラシステムズ㈱ 関西支社	133,930,500	本件は改札機のソフトウェア・ハードウェア改造を行う業務である。改修対象の改札機は左記業者が独自に設計・開発したシステムであり、開発元である同社以外には実施できない。したがって、委託先として同社を選定する。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
定期券発売機改修等に伴う収入統計管理システム改修業務	R6. 6. 28	㈱日立システムズ 関西支社	37,213,000	当該システムは、左記業者が独自に開発・設計したものである。本業務は、このシステムに係るプログラムの改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施ができない。そのため委託先として、同社を選定する。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
運賃改定に伴うバスポイント計算サーバ改修業務	R7. 7. 11	アイテック阪急 阪神(株)	1,760,000	本システムは、バスポイントサービスにおいて付与するポイントを計算するシステムである。このシステムは、現在左記業者が提供しているホスティングサービスを用い、当局の独自仕様のプログラムを同社で開発・展開させたもので構成されている。 本業務は、このシステムの改修を実施するものであるため、ホスティング並びにソフトの開発元である同社以外に実施できない。そのため随意契約とし委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
QR乗車券導入に伴うデータ集計機改修業務	R6. 7. 31	日本信号(株) 大 阪支社	16,500,000	本システムのI/Fは左記業者が独自に設計したものであり、他の事業者ではI/Fの整合性を確保することは困難である。また、本業務は同社へ発注予定の「データ集計機更新業務」と併せて実施する必要がある。したがって、委託先として同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
係員定期券発行機の更新に伴う自動定期券発行機の改修業務	R6. 8. 9	東芝インフラシステムズ(株) 関 西支社	175,164,000	本機器は左記業者が独自に開発・設計した機器である。本業務はこの機器に係るプログラム改修を実施するものであり、開発元である左記業者以外に実施できないため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
定期券施策実施に伴う定期券発行サーバ改修業務	R6. 8. 1	アイテック阪急 阪神(株)	5,346,000	本システムの改修は、本システムのホスティングならびに開発元である左記業者以外に履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
QR乗車券導入等に伴う収入統計管理システムの改修業務	R6. 7. 29	(株)日立システムズ 関西支社	23,100,000	当該システムは、左記業者が独自に開発・設計したものである。本業務は、このシステムに係るプログラムの改修を実施するため、開発元である同社以外に実施ができない。そのため委託先として、同社を選定する。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
旧型窓口処理機の継続稼働に伴うデータ集計機改修業務	R6. 8. 23	日本信号(株) 大 阪支社	1,155,000	当該システムは、左記業者が独自に設計したものであり、他の事業者では本業務を履行することができない。よって随意契約とする。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0127)
神戸市交通局公金集金業務	R6. 4. 1	(株)三井住友銀行	60,759,600	当局の出納取扱金融機関であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	経営企画課 (TEL: 984-0104)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
産業医業務	R6. 4. 1	（公財）兵庫県 予防医学協会	1, 207, 800	本業務を履行するためには、安全衛生に関する専門的情報、医学的知識を有するだけでなく、交通運輸業の特殊性に精通した産業医を選任する必要があり、価格競争である競争入札には適さないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0111）
職員健康診断業務（人間ドック）	R6. 4. 1	神戸市職員共済組合	2, 761, 770	人間ドックを受診するもののほとんどが、共済組合の実施する人間ドックを受診しており、職員の健康診断結果を漏れなく把握できるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0111）
営業所勤務管理システム 保守業務	R6. 4. 1	NECネクサソ リ्यूションズ ㈱	2, 593, 800	左記業者は、現行システムを開発した日本電気㈱の100%子会社で、平成30年4月1日より、当該システムにかかる全業務の移管を受けている。また、当該業務は開発業者の専門的かつ技術的な知識を要するものであり、他業者では履行できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0113）
神戸市交通局職員採用デ ジタル広告制作及び運用 業務	R6. 4. 19	株式会社イ ディー	1, 490, 500	左記業者は、交通局職員採用サイト構築業務委託契約の委託先であり、構築される採用サイトのデザインや内容等を活用することにより、作成のための写真撮影、内容校正にかかる費用と時間の縮減が可能となる。また、統一したデザインや内容で広報を行うことで、一貫した効果的なブランディングが期待される。そのため、委託契約先を特定せざるを得ない。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0112）
神戸電鉄湊川定期券発売 所及び谷上駅定期券発売 所	R6. 4. 1	神戸電鉄㈱	19, 014, 000	本市高速鉄道と神戸電鉄の連絡駅であることから、左記事業者は当該地域の交通事業体系を熟知しており、本市の料金や路線等に関する知識・経験も豊富であるため、適正に業務遂行する能力があり、当該定期券発売業務を委託できる唯一の事業者である。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）
定期券発売所におけるク レジットカード決済業務 （JCB, AMEX, Dinersブラ ンド取扱）	R6. 4. 1	㈱ジェーシー ビー	11, 428, 000	JCB, AMEX, Diners の3ブランドについて、クレジットカード決済を包括的に取り扱うことができるのは、左記事業者のみであるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
阪神電鉄御影定期券発売所における定期券発売業務	R6. 4. 1	㈱阪神ステーションネット	2, 093, 278	阪神電鉄の直通特急停車駅であり、市バス8路線が集中する交通の要衝である御影地域において唯一定期券発売業務を行っているのが左記事業者である。阪神御影駅において阪神電鉄の乗車券を発売する等、東部地域における交通事業体系も熟知しており、また、平成25年7月より本市乗合自動車の普通区定期券発売業務等を行い、本市の料金や路線等、本業務に関する知識・経験も蓄積されていることから、本市の定期券発売業務を委託できる唯一の事業者である。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）
西神中央駅定期券及びカード発売等業務	R6. 4. 1	神姫バス㈱	16, 874, 000	本市高速鉄道の起終点駅があり、市バス5路線に加えて神姫バスも多数運行されている西神中央地域において、左記事業者は長年バス運行事業を実施し、同地域の交通事業体系を熟知している。また、本市の料金や路線等、本業務に関する知識と経験の蓄積がなされており、本地域において定期券等発売業務を効率的かつ適切に遂行する能力があると認められる唯一の事業者である。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）
地下鉄各駅におけるクレジットタッチ決済業務（VISA、銀聯）	R6. 4. 1	三井住友カード㈱	1, 064, 000	QUADORAC社が提供する交通クラウドシステムを利用できるクレジットカード会社の中でVISA、銀聯の2ブランドを取扱い可能な事業者が本事業者のみであるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）
阪神御影駅前・谷上駅・プリコ六甲道自動定期券発売機集配金業務	R6. 4. 1	NXキャッシュ・ロジスティクス（株）	4, 536, 680	令和6年度よりプリコ六甲道に自動定期券発行機を新規に設置するにあたり、別途契約していた谷上駅自動定期券発行機の集配金業務とともに一括して委託することにより合理的、経済的な業務の遂行を見込む。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号・6号に該当）	営業推進課運賃収入係 （TEL：984-0124）
パーティ総合管理業務	R6. 4. 1	㈱こうべ未来都市機構	64, 379, 697	業務対象施設であるパーティがある西神車庫用地は、現在土地利用を検討中であるため、施設運営実績や既存テナントとの関係性があり、当局と十分な連携を取った上で運営できる業者を契約の相手方とする必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	営業推進課資産活用係 （TEL：984-0131）
三宮駅1番線デジタルサイネージシステムの保守及び維持管理等運用業務	R6. 4. 1	協和テクノロジズ㈱	12, 529, 440	本事業者は令和5年度に入札（WTO調達）により決定したデジタルサイネージの調達設置事業者であり、サイネージシステムの構築者である。デジタルサイネージに必要なサーバーおよびソフトウェアの維持管理についてはシステムを構築した事業者にしかな行えず、製造者責任の点からも対象のデジタルサイネージ納入者以外には行えないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	営業推進課資産活用係 （TEL：984-0131）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
三宮駅2番線デジタルサイネージシステムの保守及び維持管理等運用業務	R6. 4. 1	ジャトー㈱	3, 006, 960	本事業者は令和3年度に入札（WTO調達）により決定したデジタルサイネージの調達設置事業者であり、サイネージシステムの構築者である。デジタルサイネージに必要なサーバーおよびソフトウェアの維持管理についてはシステムを構築した事業者にしかな行えず、製造者責任の点からも対象のデジタルサイネージ納入者以外には行えないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	営業推進課資産活用係 （TEL：984-0131）
名谷駅前バスターミナル上屋建替工事設計業務その2	R6. 4. 1	株式会社交建設計	7, 700, 000	本業務は、名谷駅ビルリニューアル及び駅周辺の再整備に合わせて実施するものである。当該候補は名谷駅ビルリニューアルの設計業務を行い、当該バスターミナル上屋についても、令和4・5年度の設計業務として本業務も含めて受託を行った。設計条件変更の可能性があり業務を一時的に中断したことにより、令和4・5年度業務の一部を取りやめ令和6年度に実施することとするが、周辺環境や設計条件を把握しているのは当該候補のみであり、設計の継続性、バスターミナル上屋全体デザインの一体性から当該候補に委託することが合理的で妥当と考える。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当）	施設課 （TEL：984-0176）
地下鉄西神・山手線板宿駅大規模改修工事設計業務 修正設計業務	R6. 4. 9	ジェイアール西日本コンサルタンツ・黒田建築設計事務所設計共同体	7, 590, 000	本業務は令和6年2月に完了した「地下鉄西神・山手線板宿駅大規模改修工事設計業務」について、改修後のエレベーターの仕様を変更することに伴い、設計成果物の修正等をする業務である。本業務は当初設計業務と一体の関係にあり、円滑に業務を遂行するためには当初設計の内容を理解している当初設計業務と同一の業者に委託させる必要がある。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	施設課 （TEL：984-0176）
乗務区0Aシステム改修業務	R6. 7. 29	協和テクノロジズ(株)	5, 115, 000	左記業者が乗務区0Aシステムを設計、製作しており、他業者では左記業者独自のデータ形式に適合するソフトウェアを製作することができないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	地下鉄運輸サービス課 （TEL：984-0162）
谷上駅の管理運営等に関する業務	R6. 4. 1	神戸電鉄株式会社	80, 288, 340	谷上駅は当該事業者との共同使用駅であり、谷上駅共同使用に関する基本協定書第1条において同駅業務は当該事業者が行うこととされていることから、神戸電鉄株式会社への委託が必須であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	地下鉄運輸サービス課 （TEL：984-0162）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
ダイヤ作成支援システムのソフトウェア改修業務	R6. 4. 12	株式会社日立製作所 神戸支店	41,712,000	独自の技術を必要とするシステムであり、特定のものとの契約しなければ契約の目的を達成できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	地下鉄運輸サービス課 （TEL：984-0162）
電車線設備撤去品検査業務	R6. 5. 10	（公財）鉄道総合技術研究所	3,333,000	鉄道に関する外部研究機関として唯一の存在であり、電車線設備に関する高度な技術・知識を有していることが多数の研究実績により明確であるため、本業務における健全性の確認及び更新周期指針の明確化を実現できる。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	電気システム課 （TEL：791-9739）
神戸市高速鉄道 緊急地震速報配信業務	R6. 4. 1	アイテック阪急阪神(株)	1,684,584	気象庁からの「緊急地震速報」の高度利用者向け情報の配信は、指定配信事業者でしか行えず、かつ安定した配信を確保するためには配信端末の24時間監視及び故障時の即時対応が必要である。また、北神線走行中の列車に対して列車無線から警報を行うため、谷上指令所に設置されている受信機器についても北神営業部から引継ぎ管理を行うため、配信に係る一切の業務を委託する必要がある。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	電気システム課 （TEL：791-9729）
西神車庫車両故障等対応業務	R6. 4. 1	川重車両テクノ(株)	39,930,000	委託先候補は、当局が所有する鉄道車両の設計製造を担当した川崎重工業（株）の車両の製造や修理を請け負う子会社であり、専門の技術スタッフを有することから、他の業者では対応できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）	地下鉄車両課 （TEL：793-1306）